

彦根市病院事業寄附金等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市病院事業(以下「病院事業」という。)における寄附金等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「寄附金等」とは、次の各号に掲げる金品に充てることを目的として寄附される現金、有価証券および固定資産をいう。

- (1) 臨床研究のための金品
- (2) 医療のための金品
- (3) 施設または設備の整備のための金品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院事業の運営のための金品

(受入れの制限)

第3条 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金等による臨床研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、病院等の業務上支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第4条 寄附の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した寄附申出書(別記様式第1号)を病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 管理者は、寄附の申込みがあったときは、業務上有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受入れを決定する。

2 彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年彦根市条例第18号)第9条に定める負担付きの寄附金等は、議会の議決後に受入れを決定する。

(礼状等の送付)

第6条 管理者は、寄附金等が当該病院に納入されたときは、寄附者に礼状および寄附受領書(別記様式第2号)を送付するものとする。

(寄附の用途)

第7条 寄附金等の用途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が用途を特定していない場合にあつては、管理者が当該寄附金等の用途を特定するものとする。

2 管理者は、現金および有価証券の寄附について、寄附の目的が達せられ、なお残額がある場合は、その用途を変更することができる。

(募集による寄附)

第8条 管理者は、医療上有意義と認めるときは、寄附を募集することができる。

2 寄附の募集は、その趣意、募集の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。